

資料編

1 新制度により制定した市の条例

○ 東海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年9月30日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

- 1 この条例は、市長が定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている場所に設ける遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)のうち、その面積が第2条の規定に適合しないものについては、市長が定める日までの間、当該規定中専用区画の面積に関する部分は、適用しない。

○ 東海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

平成26年9月30日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準)

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

○ 東海市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年9月30日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で定める基準をもってその基準とする。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

2 東海市子ども・子育て支援会議

(1) 東海市子ども・子育て支援会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子どもの教育・保育、子育て支援事業を総合的に進めることを目的とし、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、東海市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- ・ 東海市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- ・ 東海市次世代育成支援行動計画に関すること。
- ・ 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- ・ 学識経験者
- ・ 児童福祉関係団体を代表する者
- ・ 商工業者で組織する団体を代表する者
- ・ 子育て支援事業を実施する特定非営利活動法人を代表する者
- ・ 幼稚園関係者
- ・ 主任児童委員を代表する者
- ・ 保健所の職員
- ・ 小学校又は中学校の教員
- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市の職員

3 市長は、前項第9号の委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部女性・子ども課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の平成25年度東海市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱第3条第2項の規定による次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、改正後の東海市子ども・子育て支援会議設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により会議の委員に委嘱し、又は任命されたものとみなし、その任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

() は旧委員

役職区分	氏 名	所属団体等
会 長	中 村 強 士	日本福祉大学社会福祉学部 准教授
会長職務代理者	渡 邊 友輝代	公募
委 員	堀 田 明 美	東海市子ども会連絡協議会 副会長
	高 野 直 美	東海市立児童館地域活動連合会 会長
	丸 茂 恵	東海市立保育園保護者会連合会 会長
	(山 本 理 恵)	(東海市立保育園保護者会連合会 前会長)
	立 川 千 歌	東海市保育事業協会 副会長
	平 岩 稔	愛知製鋼株式会社人事部 副部長
	鳴 海 汎	特定非営利活動法人 学童保育ざりがにクラブ 理事長
	川 杉 省 三	学校法人葵学園葵名和幼稚園 園長
	成 田 絵 美	東海市主任児童委員
	加 藤 恵 子	知多保健所健康支援課 課長
	橋 本 智 史	東海市立横須賀小学校 校務主任
	為 澤 まり子	公募
山 内 規 子	東海市立三ツ池保育園 園長	

(3) 協議経過

回	開催日	協議内容等
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援会議の役割について ・事業計画の策定スケジュールについて ・ニーズ調査等について
第 2 回	平成 26 年 2 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市の保育・子育て支援の強みと弱みについて（ワークショップ） ・他市町と比較した東海市の保育・子育て支援について ・アンケート調査結果について ・東海市の子どもとその家庭に何が必要か（ワークショップ）
平成 26 年度 第 1 回	5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ量の見込みについて ・子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
第 2 回	7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと確保方策の取り組みについて ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
第 3 回	10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（案）について
第 4 回	12 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について
第 5 回	平成 27 年 1 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

3 子ども・子育て支援事業計画検討委員会

(1) 子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱 ●●●●●●●●●●

1 名称

この会の名称は、「子ども・子育て支援事業計画検討委員会」とする。

2 目的

子ども・子育て関連3法の成立に伴い、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成26年度中に市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられた。

子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を始め「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」等、子どもを生き、育てやすい社会を目指すための方策を講ずることとされており、それらの内容を反映した計画を策定するに当たり、関係課等の職員と協議し、「東海市子ども・子育て支援会議」に諮るための意見等の集約を必要とするため検討委員会を組織するもの。

3 検討委員会の役割

子ども・子育て支援事業計画策定に関する諸課題の調整と協議に関すること

4 構成

次に掲げる課等の職員のうちから子ども・子育て支援事業計画検討委員会の委員として指名したもので構成する。

女性・子ども監、健康推進課、国保課、学校教育課、社会教育課、商工労政課、企画政策課、幼児保育課、女性・子ども課

5 庶務

女性・子ども課において処理する。

6 会議の日程

委員会の開催は、年3回とする。ただし、必要に応じ、随時開催するものとする。

7 設置期間

この委員会の設置期間は、平成25年7月25日から平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

() は旧委員

氏 名	職 名
小 島 やよい	市民福祉部女性・子ども監兼女性・子ども課長
(矢 田 二 郎)	(企画部政策調整監)
柘 植 由 美	健康推進課主幹
井 上 麻 矢	国保課主事
(永 井 直 子)	(監査委員事務局主任)
平 垣 眞 弓	学校教育課主幹
(辻 聡 子)	(学校教育課統括主幹)
石 井 謙 好	社会教育課主事
久 野 貴 史	商工労政課主任
(鈴 木 俊 毅)	(商工労政課統括主幹)
伊 藤 聡一郎	企画政策課主事補
(小 島 久 和)	(企画政策課長)
加 古 直 貴	幼児保育課長
末 崎 裕 代	幼児保育課統括主任
(田 中 直 樹)	(花と緑の推進課主幹)
(安 井 敦 子)	(幼児保育課主事補)
桜 井 正 志	女性・子ども課主幹
牧 田 尚 子	女性・子ども課主幹
内 山 香 織	女性・子ども課統括主任
(濱 田 眞理子)	(市民協働課主幹)

まちづくりアドバイザー

氏 名	所属団体等
後 藤 澄 江	日本福祉大学社会福祉学部 教授

(3) 協議経過

回	開催日	協議内容等
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会設置の趣旨説明 ・ 東海市子ども・子育て支援事業計画について
第 2 回	9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査について
第 3 回	平成 26 年 2 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査単純集計結果について
第 4 回	3 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みと確保方策について ・ 事業計画策定方針（骨子案）について
第 5 回	3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画（骨子案）について ・ 教育・保育の「量の見込み」算出結果について
平成 26 年度 第 1 回	5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・ ニーズ量の見込みについて ・ 東海市子ども・子育て支援事業計画の体系について
第 2 回	7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みと確保方策の取り組みについて ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）について
第 3 回	9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ 子ども・子育て支援会議での質問事項について
第 4 回	12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ パブリックコメントの実施結果について
第 5 回	平成 27 年 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

4 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の用語説明

No	事業名称	事業概要
①	利用者支援事業	相談機能を有する施設の窓口などで、保育園や幼稚園、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（例：子育て支援センターなど）
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑥	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園や子育て支援センターなどにおいて、一時的に預かる事業
⑨	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育園等で通常の利用日以外及び利用時間以外で保育を実施する事業
⑩	病児・病後児保育事業	子どもが病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な期間、保育園や医療機関などに付設された専用スペースにおいて保育及び看護ケアを実施する事業
⑪	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などの理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成する事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

5 指標の説明

No	指標名	算出方法
1	子育てがしやすいまちであると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標 11	
2	子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標 17	
3	多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合	市民アンケート「子育てがしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、理由として「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 8-1-2	
4	気軽に相談できる機関がある障害者（その家族）の割合	市民アンケートで「「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（家族の中に障害者手帳の交付を受けている方）の数/アンケート回答総数（家族の中に障害者手帳の交付を受けている方）×100
	第6次総合計画 成果指標 7-2-2	
5	地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標 12	
6	地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 11-2-1	
7	子育て支援センターを利用した延人数	子育て総合支援センター、北部子育て支援センター及び南部子育て支援センターの年間延べ利用者数
	—	
8	児童館総来館者数	児童館の年間延べ利用者数
	第6次総合計画 まちづくり指標 13	
9	市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 成果指標 9-2-2	

No	指標名	算出方法
10	地域で行われる異年齢交流事業の参加者数	1年間に地域が活動主体となり、子どもや大人の異年齢交流をとおして地域ぐるみで子どもの成長を進めている事業の参加者数
	第6次総合計画 成果指標 11-2-2	
11	さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	第6次総合計画 まちづくり指標 38	
12	法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合	事業所アンケートで「規定している」と回答した事業所の数/アンケート回答数×100
	男女共同参画基本計画	
13	保育園の待機児童数	1年間に保育園に入所できなくて待機している児童の数(4月1日及び10月1日現在の待機児童数) ※待機児童:調査日時点において、入所申込書が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者(認可外保育施設利用料補助金を受けている者を除く)
	第6次総合計画 成果指標 8-1-1	
14	結婚応援活動(自主事業・サポーター事業等)事業の開催回数	結婚応援センターの自主講座・結婚応援サポーター事業の年間開催回数
	—	
15	子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合	市民アンケート「子育てがしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」かつ、理由として「子育てに関して気軽に相談できる機会がある」と回答した人の数/アンケート回答総数/100
	第6次総合計画 成果指標 8-2-1	
16	妊娠届出書を妊娠満11週以内に届けた人の割合	1年間に妊娠届出書を提出した人(出産後に届け出た人を含む)のうち、妊娠満11週以内に届けた人の数/妊娠届出総数(出産後に届け出た人を含む)/100
	—	
17	乳児(4か月児)健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人	乳児(4か月児)健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人
	第3次総合福祉計画指標 38	
18	不妊治療助成金支給件数	1年間の不妊治療費助成金の申請件数
	—	

東海市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行者：東海市

編集：東海市 市民福祉部 女性・子ども課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

(052) 603-2211、(0562) 33-1111(代)



すべての子どもと家庭を
しあわせにする まちづくり